

乙第8号議案

沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良区の設立認可の異議の申出（次条において「土地改良法による異議の申出」という。）等に係る書面又は書類（以下「書面等」という。）の写し及び電磁的記録に記録された事項を記載した書面（以下「電磁的記録記載書面」という。）の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 土地改良法による異議の申出等に係る書面等の写し及び電磁的記録記載書面の交付を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、書面等の写し又は電磁的記録記載書面の交付を受ける際に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 知事は、特別の理由があると認める者については、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第5条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料の名称	手数料を納付すべき事務	手数料の額
土地改良区の設立認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第9条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付	ア 日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき10円
土地改良区の設立認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付	
土地改良区の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付	
土地改良区の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付	イ A3の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき80円
土地改良区の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付	ウ 日本工業規格A列4番以下の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき80円
土地改良区の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付	
土地改良区の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項に	

	おいて準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付	枚につき50円
土地改良区の換地計画の変更認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付	
土地改良区の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付	
土地改良区の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付	
土地改良区の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付	
土地改良区の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付	
土地改良区連合の設立認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付	
土地改良区連合の設立認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付	

土地改良区連合の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
土地改良区連合の事業計画の変更、事業の廃止又は新たな事業の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
土地改良区連合の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
土地改良区連合の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
土地改良区連合の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
土地改良区連合の換地計画の変更認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第84条において準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の土地改良事業の開始の認可の異議の	土地改良法第95条第3項において準用する同法第9条第3項において準用する

申出に係る書面等の写しの交付手数料	行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の土地改良事業の開始の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第95条第3項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の土地改良事業計画の変更又は事業の廃止の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第95条の2第3項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の土地改良事業計画の変更又は事業の廃止の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第95条の2第3項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の換地計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第96条において準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の換地計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第96条において準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第96条において読み替えて準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業協同組合等の換地計画	土地改良法第96条において読み替えて

の変更認可の異議の申出に 係る電磁的記録記載書面の 交付手数料	準用する同法第53条の4第2項において 読み替えて準用する同法第52条の3第2 項において準用する同法第9条第3項に おいて準用する行審法第38条第1項の規 定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の交換分合 計画の認可の異議の申出に 係る書面等の写しの交付手 数料	土地改良法第100条第2項において準 用する同法第99条第9項において準用す る行審法第38条第1項の規定に基づく書 面等の写しの交付
農業協同組合等の交換分合 計画の認可の異議の申出に 係る電磁的記録記載書面の 交付手数料	土地改良法第100条第2項において準 用する同法第99条第9項において準用す る行審法第38条第1項の規定に基づく電 磁的記録記載書面の交付
農業協同組合等の農用地以 外の土地等の権利について の交換分合計画の認可の異 議の申出に係る書面等の写 しの交付手数料	土地改良法第111条において準用する 同法第100条第2項において準用する同 法第99条第9項において準用する行審法 第38条第1項の規定に基づく書面等の写 しの交付
農業協同組合等の農用地以 外の土地等の権利について の交換分合計画の認可の異 議の申出に係る電磁的記録 記載書面の交付手数料	土地改良法第111条において準用する 同法第100条第2項において準用する同 法第99条第9項において準用する行審法 第38条第1項の規定に基づく電磁的記録 記載書面の交付
市町村の換地計画の認可の 異議の申出に係る書面等の 写しの交付手数料	土地改良法第96条の4第1項において 読み替えて準用する同法第52条の3第2 項において準用する同法第9条第3項に おいて準用する行審法第38条第1項の規 定に基づく書面等の写しの交付
市町村の換地計画の認可の 異議の申出に係る電磁的記 録記載書面の交付手数料	土地改良法第96条の4第1項において 読み替えて準用する同法第52条の3第2 項において準用する同法第9条第3項に おいて準用する行審法第38条第1項の規 定に基づく電磁的記録記載書面の交付

市町村の換地計画の変更認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
市町村の換地計画の変更認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第53条の4第2項において読み替えて準用する同法第52条の3第2項において準用する同法第9条第3項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第100条の2第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第100条の2第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
市町村の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第100条の2第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
市町村の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第100条の2第2項において準用する同法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業委員会の交換分合計画の異議申出に対する決定に	土地改良法第98条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく

対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料	書面等の写しの交付
農業委員会の交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第98条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農業委員会の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第98条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農業委員会の農用地以外の土地等の権利についての交換分合計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料	土地改良法第111条において準用する同法第98条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農用地利用計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農用地利用計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料	農振法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農用地利用計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料	農振法第13条第4項において準用する同法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農用地利用計画の変更の異	農振法第13条第4項において準用する

議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料	同法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
農振法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	農振法第13条の5において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
農振法による市町村の交換分合計画の認可の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	農振法第13条の5において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
集落地域整備法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第12条において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
集落地域整備法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	集落地域整備法第12条において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
市民農園整備促進法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る書面等の写しの交付手数料	市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第6条において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
市民農園整備促進法による市町村の交換分合計画の認可の異議の申出に係る電磁的記録記載書面の交付手数料	市民農園整備促進法第6条において準用する土地改良法第99条第9項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
景観農業振興地域整備計画の異議申出に対する決定に	景観法（平成16年法律第110号）第55条第4項において準用する農振法第11条

対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料	第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
景観農業振興地域整備計画の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料	景観法第55条第4項において準用する農振法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付
景観農業振興地域整備計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る書面等の写しの交付手数料	景観法第55条第4項において読み替えて準用する農振法第13条第4項において準用する同法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく書面等の写しの交付
景観農業振興地域整備計画の変更の異議申出に対する決定に対する審査の申立てに係る電磁的記録記載書面の交付手数料	景観法第55条第4項において読み替えて準用する農振法第13条第4項において準用する同法第11条第7項において準用する行審法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録記載書面の交付

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙にあっては、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 複写機による複写、又は出力する用紙については、原則として、A3以下の大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

平成28年9月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

行政不服審査法が全部改正され、土地改良区の設立認可の異議の申出等に係る書面等の写し等を交付することができることとなったことに伴い、当該交付に関する事務について手数料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。